

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加 指名停止等措置要綱 該当条項等	事実概要
株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役社長 横井 輝明 東京都渋谷区本町一丁目13番3号	令和8年(2026年)3月16日から 令和8年(2026年)6月15日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第2項「独占禁止法違反」第3号 左記の者は、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、同要綱第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1とする。	(株)トーニチコンサルタントは特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年(2025年)12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。